



○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年3月10日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年2月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 長野犯罪被害者支援センター
- 3 代表者の氏名
筒 井 健 雄
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字南長野字幅下692番地2号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、犯罪、事故若しくは災害による被害者及び遺族（以下「被害者等」という。）又はその関係者などに対して、電話相談又は面接相談を通じて抱える悩みの解決・心のケアなどにあたりるとともに、法廷等への付添い、犯罪被害者等給付金受給申請補助などの直接支援に資する事業を行い、もって地域社会の安全及び人権の擁護に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年3月10日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年2月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 太陽
- 3 代表者の氏名
清 水 誠
- 4 主たる事務所の所在地
長野市稲田1丁目42番2号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の歴史、文化、風土、人と人との触れ合いを大切にすると共に、高齢者に対し家事及び介護を支援する事業を行い、行政が計画推進する高齢者福祉政策実現の担い手として活動を展開すると同時に、町の活性化を計画推進する人達に対し、町おこし事業の立ち上げ支援等を行い、住民と一緒に、活力ある町づくりの実現に向け貢献し寄与することを目的とする。又、不登校児童や学習障害児童に対し、学校授業の補完に関する教育事業を行い、問題を持つ児童の社会復帰と健全育成に貢献すると同時に、パソコン弱者に対し、パソコン教育訓練事業を行い、情報化時代に対応できる人材育成に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

豊科赤十字病院労働組合から賃金等の要求に関して、平成15年3月13日以降、豊科赤十字病院における同組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成15年3月10日

長野県知事 田 中 康 夫

労 政 課

○公 告

長野県医療労働組合連合会から賃金引上げ等の要求に関して、平成15年3月13日以降、長野県医療労働組合連合会に加盟する長野医療生協労働組合、中信民医連労働組合、諏訪民医連労働組合、飯田民医連労働組合、東信医療生協労働組合、上伊那民医連労働組合、北長野医院労働組合、賛育会豊野労働組合、長野県厚生連労働組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成15年3月10日

長野県知事 田 中 康 夫

労 政 課

○公 告

木曾郡開田村における県営西野地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年3月10日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営西野地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成15年3月11日から4月8日まで
- 3 縦覧の場所
木曾郡開田村役場

農 村 整 備 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年3月10日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
飯田都市計画下水道 飯田市公共下水道
- 2 縦覧場所
長野県土木部下水道課及び飯田市役所

下 水 道 課

○公 告

須坂市による東畑地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成15年3月10日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

- 1 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成13年7月10日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
須坂市
- 4 事務所の所在地
須坂市大字須坂1528番地の1
- 5 工事着手年月日
平成13年8月8日
- 6 工事完了年月日
平成15年1月24日

土地改良課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月10日

長野県福祉大学校長 須 江 守

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県福祉大学校清掃業務委託一式
 - (2) 役務の特質
長野県福祉大学校校舎の清掃作業

(3) 履行期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所

諏訪市清水2-2-15

長野県福祉大学校校舎

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)の規定に基づき建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。

(5) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市清水2-2-15

長野県福祉大学校事務室

電話 0266(52)1459

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年3月27日 午後2時

イ 場所 長野県福祉大学校 大研修室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年3月19日(水)午後5時までに提出しなければならない。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成15年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(2) 詳細は入札説明書による。

厚生課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月10日

長野県自然保護研究所長 宮 脇 昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県自然保護研究所空調設備等保守点検業務委託

(2) 役務の特質

長野県自然保護研究所庁舎の空調設備等保守点検（中央制御装置・ポンプ・温水機等の冷暖房・融雪・給湯に係る設備の保守点検）

(3) 履行期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市北郷2054-120

長野県自然保護研究所庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去2年間に長野県自然保護研究所庁舎と同規模以上の施設において同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 事故発生時等、緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市北郷2054-120

長野県自然保護研究所

電話 026 (239) 1031

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日 時 平成15年3月18日 午後1時30分から
- (2) 場 所 長野県自然保護研究所 小会議室

5 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日 時 平成15年3月28日 午前10時
- イ 場 所 長野県自然保護研究所 小会議室

- (3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年3月20日(木)午後5時までに提出しなければならない。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

- (7) 契約書作成の要否

要する。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

6 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成15年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- (2) 詳細は入札説明書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月10日

長野県松本空港管理事務所長 莊 哲 郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県松本空港清掃業務委託一式

(2) 役務の特質

長野県松本空港清掃作業

(3) 履行期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所

松本市大字空港東8909

長野県松本空港

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づき建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者である

こと。

- (5) 過去に延床面積700㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字空港東8909

長野県松本空港管理事務所

電話 0263-58-2517

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年3月28日 午前10時

イ 場所 やまびこドーム 第1会議室

- (3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年3月18日(火)午後5時までに提出しなければならない。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

- (7) 契約書作成の要否

要する。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成15年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(2) 詳細は入札説明書による。

交通政策課